1　開会

2　委嘱状の交付

上村市長が、資料２のとおり、出席している委員に委嘱状を交付した。

3　市長あいさつ

上村市長が会議開会にあたり、あいさつを行った。

4　自己紹介

委員が自己紹介を行った。

市側の出席者は、司会が役職と氏名を読み上げ紹介した。

5　会長・副会長の選出

事務局が会長・副会長の互選について提案を行い、会長・副会長は提案どおり満場一致で選ばれた。

会　長　　塘　利枝子　委員

副会長　　近江園　善一　委員

6　会長・副会長あいさつ

塘委員が会長就任にあたり、あいさつを行った。

近江園委員が副会長就任にあたり、あいさつを行った。

7　会議運営上の説明

（１）会議録作成のため、レコーダー等で録音をする件

（２）会議の公開を行う件

8　議題

（１）京田辺市子ども・子育て会議について

事務局：〈資料１・資料５に基づき説明〉

京田辺市の子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第７２条の規定に

基づき、資料１の「京田辺市子ども・子育て会議設置条例」を制定し、会議を設置している。

会議の役割は、資料５３に記載しているとおり、

（１）子ども・子育て支援事業に関すること。

具体的には、子ども・子育て支援事業計画を策定、又は変更するにあたり、意見を述べること。

（２）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員の設定にあたり、意見を述べること。

（３）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること

具体的には、小規模保育・家庭的保育等の利用定員の設定にあたり、意見を述べること。

（４）子ども・子育て支援施策の実施状況に関する事項

具体的には、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（５）その他市長が必要と認める事項

となっている。

資料５４のところで、任期は、２年間となっており、今期は、令和６年６月２９日から２年間となる。委員数は１８人以内となっており、現人数も１８人である。

報酬は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく。

資料５５のところで、今期の任期中の子ども・子育て会議の開催予定は、令和６年度は５回程度、令和７年度は４回程度。令和６年度は、第１回会議を６月１０日に実施したところ。

なお、主な審議内容は、令和６年度においては、「(仮称) 京田辺市こども計画」の策定や京田辺市立河原こども園に係る利用定員の設定等、令和７年度においては、「第２期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に係る令和６年度の実績と評価・検証」等を予定している。

会　長：質疑はないか。

委　員：資料を見ていて疑問に思ったが、委員の中に、公立幼稚園、こども園、保育所の先生方が入られていないのはなぜか。

事務局：まず、この子ども・子育て会議の委員については、条例上１８人という定員の中で各団体様の方からご推薦や、市民公募委員により、構成している。

公立幼稚園の園長や保育所の所長は、市の内部の会議に、「子ども・子育て施策推進会議」というものを置いており、この会議に諮る前に必ずその会議に議題を図る中で意見を述べていただき、こちらに吸い上げてという形で、これまでも運用させてきていただいているということになる。

会　長：他に質疑はないか。

「なし」

（２）「（仮称）京田辺市こども計画」の骨子案等について

事務局：〈資料６－１・資料６－２・資料６－３・資料７・資料８・資料９・資料１０・資料１１・資料１２に基づき説明〉

今回の会議が初めての委員もおられること、まずは、「こども計画」について簡単に説明させていただく。

資料６－１のイメージ図は、「現行計画」である第２期子ども・子育て支援事業計画と、今回策定中の「こども計画」の関係をあらわしたイメージ図。左の枠が「現行計画」で、計画の位置づけとしては、子ども・子育て支援法における「市町村子ども・子育て支援事業計画」や第４次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画などとなっている。この「現行計画」に記載されている事業を点検・確認し、「こども計画」に引き継いでいくとともに、中央上部に記載している「国の動向」を勘案し、また「市民ニーズ」を反映させて、「こども計画」を策定していく。

まずは、「国の動向」について、資料６－２「こども基本法（抜粋）」の主な特徴としては、まず、第２条第１項で、「「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう」と定義され、さらに、それを第２項（１）で「おとなになるまでの心身の発達の過程」と説明している。法律上、年齢による定義はない。次に、基本理念について、第３条で６つ掲げられているが、これは、「児童の権利に関する条約」のいわゆる４原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえた規定に、「こどもの養育に関すること」、「子育てに関すること」を加えて定められている。次に、第９条で、こどもに関する施策を総合的に推進するため、国において「こども大綱」を定めること、そして、対象の「こども」の定義を広げたことに関連して、第３項（１）、（２）、（３）で、こども大綱に、少子化社会対策に関する法律、子ども・若者の育成に関する法律、子どもの貧困の解消に関する法律の内容について、含めることを定めている。次に、第１０条第２項において、市町村においても、その「こども大綱」を考慮して、「市町村こども計画」を策定することを努力目標として定めており、第５項では「市町村こども計画」には、第９条第３項の３つの法律に基づく内容や、現在の「子ども・子育て支援事業計画」に定める内容を一体的に定めることができるとされている。そして、第１１条で、国及び地方公共団体は、こどもに関する施策の策定等に当たっては、こどもやこどもを養育する者等からの意見を反映させることを定めている。

次に、資料６－３「こども大綱（抜粋)」は、目次と「こどもまんなか社会」に関する部分を抜粋したもの。「こども大綱」の特徴は、目次の「第３こども施策に関する重要事項」において、「こども基本法」で定義した「こども」に関する施策をライフステージの視点から整理した点で、「２　ライフステージ別の重要事項」で「こどもの誕生前から幼児期まで」（２分野)、「学童期・思春期」（９分野）及び「青年期」（４分野）の３つのライフステージに区分して、分野ごとに施策内容を整理している。さきほど、法律上、年齢の定義はないと申し上げたが、大綱では、「こども」の成長に合わせて区分しており、「青年期」については、おおむね１８歳～おおむね３０歳未満とされている。それを中心に、各ライフステージを通じて重要な施策分野（７分野）と「子育て当事者への支援」（４分野）に関する重要な施策分野を併せて示している。なお、「子育て当事者への支援」に関する部分は「こどもの誕生前から幼児期まで」と併せて取り組むこととされている。

次に、資料６－３の２枚目、今回の「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の説明が「第１　はじめに」の「３」で示されており、「こどもまんなか社会」とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」とされ、それは「こども・若者」にとってどのような社会なのかが具体的に例示されている。そして、そのような社会の実現を目指すことが、「こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。」と記されている。なお、「こどもまんなか実行計画２０２４」は「こども大綱」の具体的な取組をまとめたもの。

次にご報告するのは、資料６－１イメージ図の中央上部右寄りに記載している「市民ニーズ」を「こども計画」に反映させる取り組みに関すること。令和５年度中に実施した調査が５種類あり、その結果報告までを前回の会議で実施させていただいたところ。また、前回の会議では、６つめの「子ども・若者意識調査」を実施予定であること、また、「子ども・若者ワークショップ」を実施したことをご報告させていただいた。本日は、６つめの調査の実施結果の概要からご説明させていただく。

資料７「子ども・若者意識調査」は、京田辺市にお住まいの１５歳から３９歳までの３，０００名の方を対象に、郵送により配布し、Ｗｅｂによる回答で実施した。有効回収数５２６件、有効回収率１７．５％と低くなっているが、標本誤差は３．８８％となり、一般的に統計的に有意であるとされる標本誤差の範囲内に収まっているということで、特別の注記は記載していない。しかしながら、回収率の低さは課題として認識しており、次回の調査時や、これから、こども・若者の意見聴取を進めるに当たり、多くの回答が得られる工夫をする必要があると考えている。調査結果の概要は、本計画策定業務の支援を委託しているコンサルから説明する。

コンサルから資料７の抜粋説明（１０ページ、問２２（１）困ったときに相談したり、悩みを話せる人について、「いる」が 87.5%、「いない」が 12.2%となっている。また、性別では女性、年齢では 15～19 歳、20～24 歳

が「いる」が多く、生活状況では大変苦しいが「いない」が多くなっている。次に、１３ページ、問２５「子ども・若者の相談窓口」の認知について、「市役所子育て支援課」が 49.2%、「児童館」37.3%と多くなっている一方で、「どれも知らない」も 28.3%と多くなっている。次に、１６ページ、下段の問３０、子どもや若者にとっての「居場所」について、「落ち着いてくつろげる場所」が最も多く、次いで「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」となっている。次に、２１ページ、問４１、結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるために必要だと思うサポートについて、「夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実」、「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」が多くなっている。また、その他の意見として、学校行事の軽減や、働き改善などの男性の意識変化があがっている。最後に、２４ページ、問４６、京田辺市が取り組む若者の施策に望むことについて、「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」が 41.1%、「参加しやすいイベントなどの情報を提供する」が 37.6%と多くなっている。）

以上が、「子ども・若者意識調査」結果の報告となり、これまでの調査結果報告書、ワークショップの結果報告について、全てを印刷し、配布すると大量になってしまうため、本日の会議で、紙ベースでの配布は省略させていただく。調査結果報告の全文は、市ホームページに掲載しており、続いてご説明させていただく、資料８に記載の市ホームページＵＲＬ、二次元コードからご覧いただきたい。

では次に、資料８に沿って、「市民ニーズ」をどのように「こども計画」に反映させていくか、という点について、ご説明させていただく。資料の左側に各調査名とそれぞれの調査結果の特徴、意見等を記載している。また、右側には、「★こども計画への反映案」を記載している。特徴的なものを抜粋して説明する。まず、（１）子ども・子育てに関するアンケート調査、①就学前児童の保護者へのニーズ調査において、上から１つ目の●、最も求められる子育て支援策は、「保育所や留守家庭児童会等の働きながら子どもを預ける施設を増やすこと」であった。加えて、幼稚園の保育サービスを充実することも求められていた。これを受けて、矢印右側のこども計画への反映案では、「★保育所、留家庭児童会等の計画的整備」や「★幼稚園における預かり保育や保育所の一時預かり事業の充実」を取り上げている。続いて、上から２つ目の●、保育所・幼稚園・認定こども園に期待する付加的なサービスやメリットは、「社会的なあいさつやマナーの指導」が最も多く、次いで「小学校教育へスムーズにつながるカリキュラムの充実」、「給食の提供」と続いた。これを受けて、「★教育・保育内容の充実」や「★市立幼稚園での給食提供」を取り上げている。

次の調査、②小学生の保護者へのニーズ調査において、最も求められる子育て支援策は、「各種費用の減免制度や医療費の助成等の経済的支援」であり、次いで「小児医療体制の充実」、「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設整備」と続いた。これを受けて、「★各種助成制度の周知と円滑な支給」や、「★親子が安心して集える公園等の整備」を取り上げている。３つ

目の●、子育てのストレスによる虐待防止のために、リフレッシュできる場所や仕組み、家族が子育てに関わること、親の人間性の成熟が必要だと考えられていた。これを受けて、令和４年度児童福祉法改正による新しい事業である「★家庭支援事業等の推進」、「★各種講座の開催」を取り上げている。また、①②共通してニーズとしてあがったのが、それぞれの一番下の●留守家庭児童会における低学年利用希望や利用時間の延長希望であった。これを受けて留守家庭児童会事業の充実を取り上げている。

次の調査、③妊婦調査では、一番下の「●情報の入手先は、インターネットやＳＮＳが多い」という特徴を受けて、「★孤立化を防ぐためのＬＩＮＥを活用したプッシュ型での情報提供の充実等」を取り上げている。

④担い手調査では、学ぶ力について、現場では小学校入学までに「人の話をしっかり聞くことができる」ことが重要とされている一方で、家庭で取り組んでほしいことは「自分の思いを人に伝えることができる」ことが重視されていた。また、生活面における「危険なことを知り安全に過ごす」「好き嫌いなく残さず食べる」「１日の流れを意識して行動する」という項目で、３歳と４歳の間に差がでていた。さらに、人とのかかわりにおける「約束やルールを理解し、守る」という項目でも、３歳と４歳の間に差が出ていた。これらを受けて、施設と家庭への結果のフィードバックが重要と考え、★職員研修の充実や、★保育所等の家庭支援の推進、★家庭教育の推進、★こどもの成長に応じた教育・保育内容の充実、職員研修の充実などを取り上げている。

（２）こどもの生活状況調査における特徴としては上から３つ目、平日の夜や休日を過ごすことができる場所、勉強を無料でみてくれる場所、夕ごはんを無料または安く食べることができる場所、何でも相談できる場所などについて、実際の利用実績は少ないが、利用意向は多くなっているという特徴があった。これを受けて、「★こどもの居場所づくりの充実」を取り上げている。また、ひとつ下の●ひとり親世帯について、養育費を受け取っていない、取り決めをしていないケースがあるため、「★養育費確保への支援」を取り上げている。

続いて、（３）こども・若者意識調査では、上２つの●相談窓口に関する項目で、「約３割がどの相談窓口も知らない」、「生活が苦しいほど、相談しづらい傾向がある」といった特徴が見られた。また、３つ目の●こどもや若者にとっての「居場所」とは、８割以上が落ち着いてくつろげる場所と答えていた。これらを受けて、★こども・若者が安心して相談できる体制の整備と周知、★こどもの居場所づくりの充実を取り上げている。

最後に、（４）こども・若者ワークショップでの、１つ目の●公園にあぶない箇所があるという意見については、★公園・街路樹の点検、計画的な整備を取り上げている。また、３つ目の●京田辺市の魅力を発信できていないように思う、ＳＮＳをもっと活用すべきという意見については、★市の魅力周知、ＰＲの強化を取り上げている。以上が、資料８の説明となる。

続いて、資料９、こちらは、第２期計画の主な成果とこども計画に向けた課題をまとめた資料。「こども計画」策定に当たり、第２期計画に掲載されている事業の振り返りを行い、主な成果をまとめた。また、それぞれの基本目標における「こども計画」策定に向けた課題を右側にまとめた。こちらの資料も、左側の主な成果から特徴的なものを抜粋して説明させていただく。

基本目標Ⅰ（１）の母と子の健康づくり支援について、一番上の●、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連携する等、切れ目のない支援を行ってきた。二つ目の●とも関連するが、伴走型支援体制の一層の強化を図るため、これまでからの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室)」の機能を維持した上で、一体的な運営を行う「こども家庭センター」を開設した。５つ目の●子どもの医療費の助成を令和５年９月から高校生年代まで拡大した。（２）子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実としては、毎年発行した子育て応援ガイドブック、広報紙での子育て関係記事の集約、ＬＩＮＥ配信のスタートなどがあげられる。（３）仕事と子育ての両立支援においては、２つ目の●公立中学校における給食提供の開始、３つ目の●市立幼保連携型認定こども園の整備事業に取り組み、大住こども園を開設した。（４）特別な配慮が必要な子育て家庭の支援の充実においては、医療的ケア児等の支援のための保健・医療・保育・教育・福祉等、関係機関協議の場を設置し、医療的ケア児ガイドラインを定め、受け入れ体制を整え、保育所・小学校で受け入れをした。

次に、基本目標Ⅱ（１）心身を健やかに育む子育て環境の充実においては、１つ目の●家庭で学習環境が整えにくい子どもを対象に「子ども生活・学習支援事業」を実施した。また、２つ目の●、これまでの「ポットラック」に代わり、教育支援センター「アイリス」を学校に行きにくい児童生徒のためのもうひとつの居場所として開設した。（２）多様な学びが実現できる居場所づくりにおいては、同志社大学等と連携した子どもの学びの機会づくりに取り組み、子どもたちに理科・スポーツ等への興味・関心を高める取り組みを実施した。（３）子どもの権利擁護の推進においては、１つ目の●、こどもの権利条約について、市ホームページに掲載し、周知を図った。（４）子どもの虐待防止対策の充実においては、要保護児童対策地域協議会で、児童虐待や非行など保護を要する児童などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援を行った。（５）子どもの貧困対策としては、生活困窮世帯等ができるだけ早期に自立できるように専門の相談員が相談に応じ、自立支援につなげるため、仕事とくらしの相談室「ぷらす」による相談事業を実施した。

最後に、基本目標のⅢ（１）地域における子育て支援の推進においては、２つ目の●高齢者いきいきポイント事業に登録されているボランティアを、保育所等のこども関連施設に派遣し、世代間交流を促進した。（２）子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりにおいて、１つ目の●各施設の安全の確保

等を図るためのインフラ長寿命化修繕計画及び更新計画を各分野において策定してきた。また、２つ目の●市立幼保連携型こども園、大住こども園を整備した。

続いて、右側の欄は★で第２期計画からの課題を、また「こどもまんなか実行計画」からの新たな課題を〇で表している。基本目標Ⅰにおいては、（１）の１つ目の〇、新たに設置した「こども家庭センター」の周知と機能強化を図ること。次の★、こども家庭センターの対応のためにも、民生委員等地域の支援者と連携しながら、困難を抱える家庭への支援を行うこと。次の〇は、これまでの乳幼児健診に加えて、先天性疾患が顕在化し養育者が不安を感じやすい時期である生後１か月と、社会性が高まり発達障害が認知されやすい時期である５歳に新たな健康診査を実施すること。続いて、（２）では、★こどもを対象とした男女共同参画推進講座の継続実施、★ＬＩＮＥでの子育て支援情報発信、子育て応援ガイドブックの掲載内容充実などがあげられる。（３）では、〇施設の耐震問題の解消、保育ニーズが依然として高い一方、幼稚園ニーズは減少傾向であることや「こども誰でも通園制度」への対応など、就学前施設の再編整備について、さらに計画的に対応する必要があること、★の２つ目、依然として高い留守家庭児童会の運営の充実を図ること、があげられる。（４）では、〇ひとり親家庭への支援策の一環として、養育費確保の支援に関する取り組みを検討すること、また、〇医療的ケア児をはじめ、障がいのある児童・生徒の個々の状況に応じたサポート体制を充実するとともに、インクルーシブ教育の推進を図ることがあげられる。基本目標Ⅱ（１）での課題は、★保育士等の確保に加えて、こども園の整備も踏まえて、施設類型にかかわらず質の高い幼児教育・保育が行われるよう関係職員の資質向上に努めること。また、〇ＩＣＴを活用した子育て環境の整備や学習等の充実を図ることがあげられる。（２）★若者活躍の場としてもこどもたちの学びの取組みでの大学との連携を一層進めること。★不登校支援をはじめとする教育支援センターの充実を図ること。があげられる。（３）では、〇「こども基本法」の「こども」の定義も踏まえて、改めて「こどもの権利」の啓発を図ること。ヤングケアラーの把握に努めること。★いじめ対策、自殺対策も含めた命の大切さの教育、啓発を進めることがあげられる。（４）では、再掲になるが、〇「こども家庭センター」の周知と機能強化、（５）では、★生活の安定、自立に向けた相談、支援やこどもの生活・学習支援に継続して取り組むことがあげられる。基本目標のⅢでは、★子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで見守る意識を高める取組みを進めるとともに、地域における支え合いの強化を図るため、新たな担い手を発掘していくことや★子育て中の方が乳幼児を連れて気軽に外出できる環境の整備を進めることがあげられる。以上が、資料９の説明となる。

これらを基に、市でこども計画の施策体系について検討したのが、資料１０、施策体系の整理に当たってのポイントをお示しした資料となる。左側に第２期計画の施策体系、右側にこども計画の施策体系（案）を記載している。変更点について、説明する。まず、本市の基本理念は、こどもを中心

に、地域で、市全体で、こどもの成長、幸せを願い、子育てを支援し、それによってさらに市民がつながっていくことをイメージしたものとなっている。これは、「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会」の考え方とも共通するものがあると考えるため、基本理念については、踏襲していきたいと考える。なお、字句等について、一部、整理している。ポイント①、「子ども」の表記について、固有名詞として漢字を使用すべきもの以外は、国のこども基本法等にあわせて、ひらがなで「こども」と表記していくこととしたい。また「きらきら」をカタカナにし、より輝いた印象にするため、間に☆（星印）を付けることとしたく考える。次に、ポイント②基本目標を整理した。本市のこども・子育て支援に関する考え方に変化はないため、第２期計画の施策体系を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども基本法」の趣旨も踏まえ、３つの基本目標を、これまでの順序（親の支援→こどもの支援→親子を取り巻く環境整備）から、（こどもの支援→親の支援→親子を取り巻く環境整備）というように、こどもの支援に関する目標を第１に掲げる案としている。続いて、ポイント③施策の方向を一部整理した。これまで、母子保健事業に関する事業を「母と子の健康づくり支援」としてまとめていたが、こどもに関する健康づくりと保護者に関する健康づくりの充実を図る観点から、それぞれを独立して「こどもの健康づくり支援」と「保護者の健康づくり支援」に分け、それぞれ基本目標ⅠとⅡに位置付ける案としている。なお、この「保護者の健康づくり支援」の中の「保護者」という字句だが、庁内の方でも調整をしており、「親」という言葉が適切か、といった点で検討しているところで、こちらの「保護者」という文言は変更となる可能性がある。ポイント④、ライフステージ別の考え方を導入した。「こども基本法」では「こども」の定義が「心身の発達の過程にある者をいう。」とされ、「こども基本法」に基づく「こども大綱」では、この定義は「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している」とされている。そして、その期間の支援については、ライフステージに応じて切れ目なく行うこととし、「こども大綱」と同大綱に基づく実施計画の「こどもまんなか実行計画」では、ライフステージを「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」の３つに分けて施策・事業を整理している。本市では、これまで具体的な各事業については、１８歳未満を一括して整理していたが、国と同様のライフステージの区分を取り入れ、各事業のターゲットを明確にする。以上が、施策体系（案）の整理に係る説明となる。

最後に資料１１、こちらは、先ほどの施策体系（案）、にライフステージ別に主な事業例を当てはめたもので、「こども計画」の骨子案となるもの。

今後の流れとしては、次回、１１月１２日に予定している会議で、骨子案に、具体的な事業を掲載した素案をご提示し、調整後、約１か月の期間をかけて、パブリックコメントを実施する予定。２月頃開催予定の第４回会議で、パブリックコメント実施後に調整した最終案をご確認いただき、令和７年３月に策定をしたいと考えている。これから、会長により本日の説明内容及び骨子案に係る質疑応答に入っていただくが、この場でご発言いただくこ

とも、説明したばかりで、この場ですべてのご意見をあげていただくことは難しいと考えるため、会議終了後でも、気になる点などあれば、１０月８日（火）までに資料１２により事務局までご提出いただきたい。資料１２にメールアドレスを記載しているため、同じ内容をメール等でお送りいただいても構わないので、よろしくお願いしたい。

事務局：「こども計画」策定に当たって、ただ今、現時点での取りまとめ状況をご報告したが、現在、各所管部局と京田辺市の特色を踏まえた重点的な取り組みについての検討を進めているところ。今なお、子育て世代の転入が続く京田辺市においても、今後は、少子化の波が及んでくる。そういった状況が就学前施設の再編整備や各種子育て支援策に与える影響も考慮しなければならない。京田辺市がそういった状況の中でも「こどもまんなか社会」を目指すために、「みんなで子育て　こども☆キラキラ」となるよう皆様方からも様々なご意見をたまわれればと考えている。また、先ほどの市長あいさつでもあったが、こども・子育て支援策を一層進めるため、本年２月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行った。今後は、市内の事業者、関係団体や市民のみなさまに向け、さらなる周知を行い、この応援サポーターの動きをひろめていきたいとも考えている。子ども・子育て会議の委員のみなさまにおかれても、ぜひご協力をいただきたい。

会　長：質疑はないか。一週間後までにご意見いただいてもいいが、この際なので、

ここで何かご質問があれば教えていただければ。

委　員：興戸に住んでおり、地元で子ども会の活動とか、朝のこどもたちの登下校の登校の見守りなどをしている。毎日はできないが、今朝もやってきた。「みんなで子育て　こども☆キラキラ　京田辺」の基本目標Ⅲ（２）こどもが安心して暮らす探すことができる環境づくりの中の「通学・通園時の安全対策」について、これは、危険な箇所を整備するということだけなのか、例えば、今、現状、安全ボランティアという方がいらっしゃるが、非常に高齢化になっており、もう私の父親とほぼ変わらない方がずっとボランティアでしていただいてるような状態。そういう方々がもう体が不自由になられてできないとなったときに、そこに対しての人員をどういうふうに割くかとかそういうことも含めた考えなのかを聞いてみたい。

事務局：ただ今のご質問について、こちらの取り組みについては、ご承知のとおり通学路の整備というもの以外に、通学安全ボランティアの募集であるとか、あるいはシルバー人材センターにお願いして配置している整理員の配置といったものも含まれると考えている。ご承知のとおり、ボランティアについては高齢化が進んでいるということで、なかなか減少傾向にある、確保に苦慮しているという面があるため、市教委としても、今年度からボランティアの募集については力を入れて取り組んでいるところである。

会　長：他に質疑はないか。

委　員：資料９の基本目標Ⅱの（１）で教育支援センターアイリスを学校に行きにくい児童生徒のためのもうひとつの居場所として開設した、とあるが、具体的

に、どこにどのような形で開設されて、学校に行きにくいお子さんをそこに居場所として、どのようにつなげられる体制になっているか、といった点についてご説明いただきたい。

事務局：教育支援センター「アイリス」については、昨年８月に従来からあった教育支援教室を拡充するかたちで、駅前のＣＩＫビルに設置している。３階と１階に、それぞれ会議室を借用し、教育支援センター「アイリス」としてオープンしたところ。先ほどのお話のあったように、不登校気味の児童など、なかなか学校に通いにくい方について、学校や教育委員会への相談を受けて、そちらの方に通っていただくということで、今現在２０数名の児童・生徒の方が、教育支援センターに、毎日～週１回程度、それぞれのこどものペースで通っていただいている。

会　長：ＪＲ京田辺市の駅の方か。

また、周知は各学校などでされているというところか。

事務局：はい、ＪＲの方に近いが、もちろん、近鉄の新田辺駅からも近くとなっている。周知については、各学校、あるいは庁内の各施設等にチラシを置いたりして、積極的に図っているというところ。

会　長：他に質疑はないか。

委　員：私は、保健室の先生をしており、教育相談部長もしているため、不登校支援に関して、先ほどのアイリスに関わることで、ここで言うことかどうか少しわからないが、要望を言わせていただきたいと思う。アイリスというのは少し各学校から離れた場所にある場合もある。私の勤める学校では、ぽかぽか教室ということで不登校支援事業の３年間のうち２年目にして、午前中だけぽかぽか教室というのが開催されて、何人もの不登校の子が、そのおかげで学校に来ることができており、本当に素晴らしい居場所づくりになっている。ただ、それは一応予算は来年度までになっており、午前中でその担当の方が帰られるということで、午後からの居場所がない状態になっている。あと一年しか予算もない状態になっている。あと、田辺中学校でも別室があり、そこにも数十人通っているというふうに聞いているが、この事業があるのは田辺中学校と三山木小学校だけとなっている。周りの先生方の意見を聞くと、本当に人も足りないし場所も足りない、各学校に別室、そして一日中居てくださる支援の方がいたら、どれだけこどもたちが助かるかというのは思っているところ。本当に、お金も時間も人も足りないのはわかっているが、現場におるものとして、教室に行けない人は年々増えており、その居場所づくりがあることで、保護者の方も本当に救われて、こどもも救われている方がたくさんいるので、私としては、ぜひ小学校にも中学校にも、どの学校にも別室があって一日中誰かがいる、なかなか教室に入れないこどもたちをサポートできるそういう体制があれば良いとつくづく思っている。

事務局：教育支援センターは、さきほど申し上げたとおり一箇所、商工会（ＣＩＫビル）のところにおいている。不登校の方にいろいろな様態があるかと思う。学校には行けるけれども、教室には入れないところで、校内教育支援

センターと言われるものの重要性というのは十分認識している。一度にすべての学校におくというのは、なかなか難しいことかもしれないが、今後実施に向けて、前向きに検討して参りたいと考えている。

会　長：重要なこと、やはり学校に行く前の段階として、学校には行けるが、教室には入れないという場合もあるので、他市でも設置している例もあることから、京田辺市でも前向きな検討をお願いしたい。

委　員：保健室は、人の出入りがあり、別室の方が落ち着くというこどもがたくさんいるので、ぜひ前向きに検討いただきたい。

会　長：他に質疑はないか。

委　員：私も、性教育などで小・中学校へ行かせていただく中で、やはり心の健康のところがすごく気になっている。前回も６月のときに出していただいた報告書のところでも、心の健康のところが中学校で８人に１人が悪い、どちらかといえば悪いと書いており、あと小学生でも１０人に１人の子が言っているという状況で、ここの施策のところでは、生活の家庭の支援というのは書かれているが、ベースのこどもたちの心の支援っていうところは、やはりこれからどんどん求められるのではないかなというとこで、先ほど委員がお話しいただいたように、カウンセリングの先生が常駐しているとか、あと他の市町村で聞きますと本当に民間のそういう教育のサポーターみたいな方が有償で来てくださって、こどもたちの言うことを丁寧に聞いて、やはり心の問題ってやっぱり話を聞いてもらえるかっていうところが大きいと思うので、そういう話を聞いてもらえる場がある、場所がある、人があるっていうところが充実していただければいいなというふうに思う。

会　長：貴重なご意見だと思う。事務局から補足等があるか。

事務局：はい、市教育委員会の方では、スクールカウンセラー等を各校に巡回をさせており、保護者や児童生徒の相談等にのっているところで、この、相談事業については、府の事業と市の事業を合わせて展開しており、年々時間数は増やしているという状況。いろいろなご心配のある児童生徒というのは、増える傾向であるため、今後、このような形で相談体制は整えてまいりたいというふうに考えている。

会　長：予算もかかるところではあるが、やはりそこの段階から作り上げていくっていうことが将来のひきこもりも防げると思うので、非常に大切な事業だと思う。他に質疑はないか。

委　員：先ほどの心の教育というところで、私の素人考えではあるが、やはり就学前教育の人格形成っていうところが大事かなという、仕事ながらに思うので、今の自分の幼稚園にすごく満足しているので、引き続き、同じようにやっていただけたら嬉しいと思った。あと資料８のところに、小学校教育へスムーズにつながるカリキュラムの充実が保護者から求められるという結果が出ていて、そこを教育保育内容の充実に反映していく、ということ

であるが、このカリキュラムの充実というのが、どう捉えられているのか、読み書きを教えるこというふうに捉えられているのか、私はそうではないと思う立場。市では保護者がどう思っていると捉えていて、どのように反映していくと考えられているのか、ご意見をお聞かせいただきたい。

事務局：先ほど、担当職員が資料８の説明をしているときに、委員のおっしゃっている上から２段目のカリキュラムの充実のところ、どの意味を指しているかを改めて考えていた。ここに上がるということが、何か現状に不満があるから充実させてほしいという話だと思う。そして、どこに不満があるのかと考えると、委員のおっしゃるとおり、読み書きを教えてほしいということではないと思う。以前から、就学前施設と小学校、教育委員会も交えて、カリキュラムの充実等に努めてきており、アナウンスはしてきたが、どのような取組をしているかということが、外からはっきり見えない、あるいは、わからないということが、このカリキュラムを充実させてほしいというようなことにつながっているのであれば、もう少し見える化を図らなければならないと思う。実際、このカリキュラムの充実は、小学校の教諭、幼稚園の教諭、保育所の保育士も混ざっているが、例えば小学校での公開授業をすることで、そこに就学前の職員が、一通りの授業を見た上で、その後、みんなで検討会に入っている。就学前、例えば幼稚園教諭や保育士が、その小学校の先生がこどもにどのような授業をしているかというのを間近に見ることで、単純にその知識だけを伝えるということではなくて、ちゃんと学びに向かうような力をうまく培うような、うまく先生が促していっているのを見て、感じて、自分の保育の方に現場に戻って取り組んで導入している。逆に、小学校の先生は、幼稚園や保育所の公開保育を見たときに、なるほど、小学校にあがってくるこどもは、就学前の園では、こういう取組をしてくれているならば、この子が小学校に上がってきたときに、全く同じ取組はできないにしても、そこの趣旨を活かした形で、どう取り込んだら授業につながっていくかというような、お互いの立場をそれぞれ把握した上で、よりよい教育保育につなげていく取組を、ずっと長くやっている。ただ、内部の会議と言われたら、もうそれまでなので、そのあたりのところをいかに保護者を含めた利用者の方に知ってもらえるかっていうところが、こういうところの充実でもって、この不満の解消にも一躍を担うのでは思うので、どういう形でその見える化を図れるのかというところを教育委員会と相談しながら、考えていきたいと思う。

会　長：本当に、読み書きということではないと思う。京田辺市の幼稚園、保育所、こども園は、本当に水準がある程度高いので、そうするとやはり読み書きっていうことではなくて、そこに向かう学びの力ということで、さらに大きく充実しているし、ただ今の説明であったように幼小連携というところでやったらいいと思う。やはり忙しいという中ではあるが、お互いに保育を学ぼう、または小学校の教育を学ぼうという形でやっているので、保護者の方々もそこにどうコミットしていったらいいかということを考えていただくと、より一層小学校の先生にとっても保育者にとっても励みにはなってくるのではと思う。また、何か保護者がこういうことで困ってる

とか、何かこういう齟齬があるみたいなことがあれば、どんどん伝えていただければと思う。

委　員：「子育てひろば」をしているが、その中で、コロナ禍の前は、職場体験として中学生が来る機会が結構あった。他の市では、赤ちゃんボランティアといって中学生のところに行ったりする取組があるが、なかなかそこにつながっていないので、うちに呼ぼうとして、市の方にお願いして職場体験のときに何度か来ていただいていた。しかし、コロナ禍ですっかりなくなってしまい、青少年の育成のためにもいろいろな心の問題などを思っても、少しもったいないと思う。中学生ボランティアさんが来られる市の行事で思春期育児体験を２回やらしてもらっていて、ひとりのこどもさんが中１から中３まで続けて来られてたりすると、その子の成長をすごく肌で感じている。ただ、こどもと遊ぶだけかもしれないが、持って帰っていただくものはかなり大きいと思っている。初めて来られるときに家族で応援にお子さんについてこられた方もいらっしゃって、家族で応援できたりとか、そういう家庭でのお話だったりとかも充実していくと思っている。なかなか小さいお子さんと兄弟がいたらいいが、関わりがなかったりすることもある。また、もし学校で性教育などをされてたりすると、こどもさんを見るということもすごく大事になってくると思うので、ぜひ活用していただきたいと思う。

事務局：職場体験については、今委員がおっしゃったとおり、コロナ禍の中で、行く方、そして、受け入れる側の問題もあり、コロナ禍ではなかなか行けなかったというところだが、コロナ禍は、一応一旦の終わりということになっているため、職場体験は各中学校で実施しているが、非常に教育上重要な位置づけだというふうに考えており、徐々に元の形に戻せるようにしていきたい、していくべきだろうというふうに考えている。

会　長：ぜひ、活用していただければと思う。他に質疑はあるか。

委　員：今回のこども大綱で青年期というところが入ってきたかなというふうに思う。私も少し読んでみたがプレコンセプションケアのところが書かれているかなと思う。プレコンセプションケアに関しては、妊娠前の健康づくりというふうに定義されているが、産めよ増やせよ、ということではなく、ＳＲＨＲ、性と生殖に関する健康と権利というところに基づいてするということで、私は京都府と一緒にプレコンのことで、事業をさせてもらっているが、知事もそうおっしゃられている。それを、どうこのこども計画のところの事業に落とし込んでいくかというところだが、例えば、わかりやすい例で言うと、女性の生理の回数、昔の生理の回数と今の回数をくらべると、格段に増えている。それは、こどもを産まなくなった、そして授乳期が短くなったというところで、５０歳までの月経の回数がかなり増えている。それで何が起こるかというと月経困難症、子宮内膜症が起こる。子宮内膜症が増えるとどうなるかというと、なかなか妊娠しにくくなる女性が、それで不妊症が今増えているという状況がある。妊娠する、しやすい年齢っていうのもやはり女性にはあって、できたら産みたいときに、産み

たい人数を産みたいっていうのが女性の権利だと思う。そういったところの教育をやはりみんなが持っていく必要があって、学童期、小・中学校であれば性教育だと思うが、その後の青年期がプレコンセプションケアというふうに言われている。そのあたりのところの事業がもう少しこれから入ってくると、やはりあのこどもを産みたいときに産むというところがかなえられる権利のところにつながるのかなというところでご提案させていただけたらと思う。実際には、大学生とか、あと住民さんに向けてというところと、あと職場で、そういうところの勉強会を開くっていうところを市がやっていただくと、どんどんそういうところの概念が普及されるのかなというところで新しい事業形態かなと思い、お伝えさせていただいた。

会　長：重要なこと、そういう知識を知っているというだけでも女性が生きやすくなる。また、こどもを産みやすい社会に結びついていくのでは。

事務局：委員がおっしゃったように、京都府の方で新規事業ということで、そのあたりの説明を受けたところで、また、市の方でも、どのようなかたちで取り組めるか、というところを、今後勉強していきたい。

会　長：大学でも授業の中ではやってはいるが、やはり、市として取り組んでいくというのも一つかなと思うので、ぜひよろしくお願いしたい。他に質疑はないか。

「なし」

いろいろあるかと思うので、また思いつかれた方は、資料１２で、ご意見いただければと思う。

（3）新設こども園について

事務局：〈資料１３に基づき説明〉

（仮称）草内こども園の整備事業について、1 経過のところ、就学前施設については、現在、令和３年度から令和７年度までの第１期、京田辺市立幼稚園保育所再編整備計画に基づき整備を進めている。また、令和８年度からの次期計画についても策定作業中である。子育て世代の転入と経済状況を背景に増加する保育ニーズや、令和８年度から本格実施されることになった「こども誰でも通園制度」への対応など、子育て支援に関する情勢の変化を受け、早急に新たな施設整備が必要と判断し、次期計画において、こども園を新設することとなった。そのために９月議会に土地購入費 3 億 2000 万円を計上した。２新設こども園について、新しいこども園は草内保育所の耐震問題の対策を兼ねているため、草内保育所の近隣の場所で、土地の広さは約 3000 ㎡、定員は 200 人程度を予定している。運営形態は、民設民営を計画しており、できるだけ早期の開設を目指してまいりたいと考えている。

会　長：それでは、ただいまの説明に対しての質疑はあるか。

委　員：草内こども園については、公立こども園にしていくと聞いていたと思うが、それが変更になったということか。市内３拠点、北部・中部・南部で、北部

は大住こども園、中部は河原こども園、草内は南部になるのか、南部が草内こども園というふうに再編計画ではなっていたかと思うが、それが変更になるということか。

事務局：変更になるということではなく、もともと従前から申し上げているように、京田辺市は南北細長いので、北部・中部・南部にそれぞれ生活圏があり、それぞれにまず基幹となるそのこども園を公立で拠点をまず置いていこうというのが基本ベースにある。そこに変更はないので、来年４月開園に向けて、今、河原保育所が、こども園に移行するための認可を得るために、京都府等と協議を続けている。南部はどこになるかというと、これも従前から変わらず、三山木保育所が将来的にはこども園になる。それ以外に、点在している施設については、その時々のニーズを見ながら統合再編みたいな形で整理をしているということになり、今回、先ほどの説明にもあったとおり、８年度からこども誰でも通園制度が始まることから、もう否応なしに、「受け入れ施設がないからできません」ということはできないので、何が何でも受け入れする施設を作らなければならないということもあるのと、対象が０歳から２歳までのまだ乳幼児のこどもさんを預かるということがあるので、既存の施設で受け入れ体制を作るのは、なかなかしんどいということもあり、そういう保育ニーズの高まりも当然あり、そういったところから新たにフルサイズのこども園を整備していって、保育ニーズにも対応するし、もちろん待機児童対策も兼ねると、これから起こる新規事業の対応も含めてやっていくということである。ただ、この草内こども園の方でこども誰でも通園を提供していくかどうかというのは、これから先の話で何も決まってないが、実際問題、保育ニーズが上がっているというのは、ここ何年も続いてる傾向で、当面高止まりするというふうには思っている。受け皿の拡充というのは喫緊の課題なので、今回、草内こども園、もともと公立の草内保育所と草内幼稚園を２ヶ所の運営でのこども園というのは計画を進めていたが、一旦、白紙に戻したこともあり、ならば、もともとの当初の課題があった２か所送迎が保護者の負担につながるということもなかなか解消しきれない問題でもあったため、そういったところも一気に解決しようとすると、フルサイズの１か所の施設がどうしても必要かというところで、今回同じ草内地区の中で、フルサイズをひとつ作っていくというところで、土地の取得に始まっていったという状況。これから民間事業者を募っていって、整備運営事業者を確保していこうという話になるが、このご時世で事業者が集まるかどうかこれから先の話となる。まずは、そのための土地を取得して環境整備した上で運営事業者を募っていくと。順次これから進めていきたいというふうには思う。

会　長：他に質疑はあるか。

「なし」

（４）その他

委　員：今回の議題ではないが松井ケ丘幼稚園が人数が少ないということで閉園になるという説明を受けている。先ほど、会長もおっしゃったように公立幼稚園は良い教育をしてると思うし、また松井ケ丘小学校にも人がいて、こどもが

いる中で、閉園になってしまうということは非常に残念に思っている。第１期再編計画案が出たときからも説明も聞いたし、パブリックコメントを出したり、保護者からの要望書を出したりとかいろいろ動きはしたが、何も変わらずにあの条件を満たしたので、もう統合ですっていうふうになってしまった。もう案が作られてしまうと、もうそこからの変更っていうのは、すごく難しいんだなということを痛感した。今後、第２期の計画案が作成されていくと思うが、そのときに市民の声をひろう場があるのかどうかというところと、計画の統合の条件、経営の条件として人数・集団保育のことを条件にされて２年連続１０人を下回ったら、その園は存続できないということだが、その人数を条件にされることによって、みんな不安、保護者がみんな不安になっているし、それは松井ケ丘だけではなく、他の園の方も、おそらく、まして松井ケ丘の前例ができてしまうと、まだ私は行きたいけど他に行きたい人がいなかったら、もし他の誰が入ってこずに、そういうところがそういうふうになってしまうんじゃないかという不安で、ますます公立離れが進んでしまうのかなというふうに危惧をしている。第２期の計画案でも、この人数の条件というのは、そのまま保持されていくのかなどうなのというところが気になっている。あと、統合になりますという説明が７月ぐらいにあって、在園児の保護者向けの説明会も夏休み前の最後の日、終業日の日にお越しいただいて、ちょっと説明会も紛糾してしまったが、夏休み中にずっと悶々と考えて、９月にあけて、在園児でみんなあの転園の選択肢も与えられていたので在園児がどうするのかっていうところで探り合いというか、みんなどうするんだろうというすごく不安な状態で過ごしていて、そんな中でも来年度の園児も募集しますっていうので、そういう来年度の方も在園児がどう動くかによって左右されるし、在園児がいない中で願書は出せないし、そのあたりのプロセスがちょっとあまりにも急すぎて、混乱をしてしまった。もし、あっては欲しくないが、今後、もし他の園でも同じようなことが、こういう風になってしまうというときに、こういうこの流れが適切だったのかどうかということの検証がなされるのかどうか。私達の方もどう感じたのかっていうところも聞きながらやっていただけるのか、どうなのかなというところ、統合に当たっても、車で大住まで送迎をというふうにおっしゃるんですけど、やはり車がない方、運転されない方もいらっしゃって、それもやっぱり転園はできない。その人だけ１人になったらどうしようとかやっぱりすごく不安が広がっていたので、でもみんな公立幼稚園は、いい教育をするっていうことで、わざわざ選んでいる保護者たちなので、もうちょっと大事に寄り添っていただけたら嬉しかったなというふうに思う。少し感情的になってしまい、申し訳ない。

会　長：はい、このあたり市としてはどうか。流れが適切だったかということと、あの人数の問題について、説明をよろしくお願いしたい。

事務局：もともと第一期計画を作ったときも、そこの前からの各地区に回って説明はしていた。繰り返しになるが、説明をさせていただいたこともあり、一方的に、こちらの方で作ったから受け入れろというようなスタンスでは当然ない。それと公立幼稚園の方に愛着を持っていただいて、閉園がとても悲しい

という気持ちは良くわかる。公立幼稚園が取り組んでいる教育・保育が、遊びを中心にずっとやってるっていうところに、そういう理念に共鳴して多分選択をしていただいてる方が集まっていただいるのかな、と思う。その方針は、こども園になっても特段何も変わらないし、公立幼稚園で取り組んでた、いい面、良かったところは当然引き継いでいくことになる。器が変わっても中身は何も変わらない。良いところは当然取り上げていくということになる。ただ、その一方で幼稚園単体のニーズが実際に下がっていってるのは現実としてある中で、やはり年々その入園希望者が減っていってるという事実があるのと、いずれ地域の小学校に上がっていかれるこどもさんに対しての就学前施設の役割の一つに、地域の小学校に上がっていったときに、きっちりその小学校生活が送れるような、その基礎の基礎の力をその保育所なり、こども園なり、幼稚園で培っていくという必要があると思っている。そのときに、やはり小学校で先ほど委員も松井ケ丘小学校は、実際生徒数が多いという現状がある。就学前施設で、少ない環境の中で過ごしたこどもが、大所帯に移っていったときに、環境の変化に耐えられずに、例えば不登校になってしまう、というようなことは、何が何でも避けていかないといけない、何をしているという話になるので、そういう意味では、やはり小さな環境のところからでも、やはり集団一定の集団規模は必要かなというふうにはどうしても考えるところ。今後、第２期の再編整備計画を策定していく中で、第１期と同じ基準を作っていくかどうか、これから検討中だが、基本は同じベースでずっと推移はしていくのかなと考えているので、集団規模・集団教育がやはりその後のことを考えると、どうしてもその集団教育が必要になっていくと思うので、そこのところは引き継ぎながら、より良い第２期計画、突然感がないよう、ちゃんと事前に必要に応じて情報を出しつつ、計画策定に取り組んでいきたいというふうには思っている。

会　長：大変難しいところだと思う。ただ集団が小さくても大きな集団に行くということで、こどもの対人関係がということではないと思うけれども、やはりその保育所等のコストの問題だとかというようなことも関係してくるのかなと思う。ただ、本当に説明があったように幼稚園からこども園になったとしても、保育の質が下がるということではないと思うので、そのあたりはご安心いただければと思う。ただ、やはり保護者としては、そういう自分の子育てさせているときにご縁がなくなってしまうかどうかというのは不安なので、そのあたりはやはり伝えたつもりというふうに、市ではなっているかもしれないが、それがきちっと伝わってない、やはりそこではきちんとした時間をかけた議論というのが必要かなというふうには思う。本当に、なかなか難しい問題で、やはりコストの関係もあるので、難しいところではあるが、その辺りを少しずつ詰めていって、次にどうなるかは、わからないが、ただ、その幼稚園がこども園になったからといってその質は落ちるというふうには思っていただかない方がよろしいのではと、そのあたりはご安心いただければと思う。

委　員：交流会に参加させてもらって、自分の子が大住こども園のこどもたちと遊ばせてもらう姿をみて、やっている内容は一緒で、遊びをちゃんと大事にして

いてすごくいいなというふうに思う一方で、松井ケ丘幼稚園がなくなるということで、ますます市外へ行ってしまうのではと懸念している。いい教育をしているので、市内の園にみんな戻ってきてほしいなという思いを持っている。

会　長：そのあたりでやはりこども園も大丈夫だっていうようなそのあたりのしっかり市民に伝わっていくようなということが必要なのかなっていうふうに思う。特に、やはり幼稚園というのがなくなってしまうと不安だと思うが幼稚園からこども園になったとしても、こども園の中でしっかり質の確保ということがされてるんだということをしっかり市民に伝えていくことが大切だと思う。

委　員：これまでの京田辺市は、小学校の隣に幼稚園があって、というので、やはり地元の者にとっては小学校も幼稚園も愛着があるからこそ、きっとお母さんたちもそういう気持ちになってらっしゃるんだなと思う。隣に幼稚園があって、そこからカリキュラムの充実というのはすごくわかるが、やっぱりこどもにとってのカリキュラムの充実ということで幼稚園から小学校に行って遊ばせてもらったりとか給食をいただいて帰ってっていう、そういういい流れもあったと思う。だから幼稚園からスムーズに小学校に上がれるっていう感じだったが、もちろん幼稚園のニーズが少なくなって、もう本当にこどもさんが少なくなってるっていうのはわかるが、でも幼稚園が本当にしっかりとした教育をしてくださってるっていうのは本当にわかって地域の者もわかってお母様方もそれを選んで行ってくださっているので、私にとっては、やっぱり一地域の小学校・幼稚園で愛着がすごくあって、私がこども保護者のときも廃園になるっていうところに、署名運動したりとかどうにかつないできた幼稚園であって、地域が開発されて小学校も幼稚園も増えてということで、もうみんな地域にとって愛着のある部分がやっぱりだんだんと京田辺市の幼稚園がなくなって、こども園になって、それはもう本当にニーズに合ったことで、もう本当にこども園も、今大住こども園さんもすごく充実してて、行ってらっしゃるお母さんたちもとても喜んでらっしゃるので、そういうのはわかるが、やはり、ちょっと今行っていらっしゃるお母さんたちの気持ちもすごくわかるので、やはり幼稚園から小学校に上がる園児さんととってもスムーズなカリキュラムがあって、やはり小学校見学に行ったり、そうやって給食いただいたりとかお兄ちゃん姉ちゃん、こういうふうに生活してるんだっていうようなこともできるように、こども園になっても、そういうカリキュラムを作ってあげてくだされればいいかなと思うので、よろしくお願いいたしたい。

会　長：私も大住こども園はよく存じ上げているが、小学校との連携もあり、かなりしっかりとした遊びを中心とした形でやっているので、そのあたりは、これから京田辺市がこども園の水準をどう保っていくかなので、幼稚園からこども園になっても大丈夫だと思う。やはり、一校一園というその伝統っていうのがあったが、やはりこども園も引き継いで、充実したカリキュラム作っていただきたいと思うので、保護者の方々のご協力もよろしくお願いしたい。他に質疑はあるか。

「なし」

それでは全ての議事が終わったので進行を事務局にお返しする。

９　閉会

次回、第３回の会議の日程は、１１月１２日火曜日の午前中を予定していること、今年度の会議については現在のところ、第４回会議を２月頃に第５回会議を３月頃に予定していることをお伝えし、予定していた日程を終え、会議を閉会。